

午前10時00分 開会

○議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○20番（山本一成君） 自民党議員団を代表して、議案質疑をいたします。（発言する者あり）まだ野党になっておりませんが……。〈笑声〉

一般会計補正予算、16ページにあります社会福祉課の提案であります住宅手当緊急特別措置に要する経費、細目として、就労能力及び勤労意欲のある離職者に対する住宅手当支給事業とありますが、これについて説明をお願いします。

○社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を損失している方または損失するおそれのある方を対象として住宅手当を支給するとともに、住宅確保、就労支援員による就労指導等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした事業であります。

○20番（山本一成君） 内容はわかりました。これの公募方法、それから何人を対象にするのか、それから1人1人というか、1世帯にどのくらい支給できるのか、それから期間はいつまでか、これをお願いします。

○社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

実施期間は、ことしの10月から来年22年3月までの6カ月間となっております。

対象者としたしましては、住宅手当を受けるときに7項目の要件がありまして、申請時にすべての要件に該当する方が支給対象となっております。

算定基準でございますが、対象者につきましては、国が定めた計算式に別府市の直近の完全失業者数4,848人になっております、それに申請率20%を乗じて出た人数、約80名となりますけれども、その6カ月分として40名の対象者としております。対象者の支給金額につきましては、単身世帯が2万7,500円、複数世帯3万5,700円が上限となっておりますので、算出基準の数値としては3万5,700円を40人の6カ月を掛けた分を出しております。

○20番（山本一成君） わかりました。これは全額、国の負担ですかね。市の補助が、市にも負担があるのですか、単費。これはどこの予算かをお尋ねします。

○社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

全額国の補助、国の負担となっております。

○20番（山本一成君） そうですね、国庫負担金になっていますね。今、課長が言った7項目の要件があるということでございます。その7項目すべてにクリアをしなければ要件を満たさない、手当は出せないということだと思いますが、私は7項目を見せていただきましたけれども、大変厳しいですね、要件が。たぶん該当者が少ないのではないかなという気がいたしております。これはあれですか、面接とか書類審査を内部で行うので、審査方法は。

○社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

支給申請及び添付書類の内容の審査のみになると思います。書類のみの審査で決定させていただきます。

○20番（山本一成君） 今聞きましたように書類審査、たぶんパスする人が40名と査定していると言いますけれども、いない、少ないのではないかなという気がするのですよ、その項目を見た限りでは。そうすると、これは国庫金ですね。来年の3月30日、そういうことですね。もし該当者がいない場合は、このお金は当然国に返却するというふうに考

えていいですか。

○社会福祉課長（亀井京子君） お答えいたします。

全額返還いたします。

○20番（山本一成君） 全額返還ということですね。これは国の苦肉の策の救援事業だと思ふのですけれども、それにしても7項目は非常に厳しいですね。これは国が決めた定めだから、別府市が決めたわけではないからしょうがないのしょうけれども、やっぱり本当に支援をする気があれば、もう少し条件緩和をして助けてあげるのもいいかなというふうに思っております。

では、議案質疑ですので、次の質問に入らせていただきます。

次は21ページ、児童家庭課ですね。これは緊急雇用創出に要する経費の中に、児童家庭課の放課後児童クラブ指導員雇用委託料というのがあります。これについて説明をお願いします。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

この事業につきましては、これまで各放課後児童クラブから、厳しい経営環境の中では十分な指導員の雇用ができなくなり、よい放課後児童クラブの教育ができないということで、何とかしてくださいという要望がありましたので、今回で2回目の緊急雇用となります。

○20番（山本一成君） 今回で2回目ということですが、この委託先、委託先というか、指導員を選ぶ方法というのはどういうふうにするのですか。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

委託事業とさせていただきます。委託先につきましては、シルバー人材センターでございます。シルバー人材センターから、ハローワークを通じて公募するような形になっております。

○20番（山本一成君） シルバー人材センター。この前、前回の予算だったと思うのですけれども、スクールガードというのがありましたですね。これもたしかシルバーだったですね。シルバーがいいとか悪いとか言っているのではないのですよ。やっぱり児童の安全を守る。これも児童クラブですからね、子どもの直接安全にかかわる部分を、全然事情がわからないところに一括丸投げしていいのかな。前のスクールガードのときもそうだったのですよ。今回は児童クラブです。この責任というのは、シルバーに責任を負わせるのか、それとも市が全面的に責任を持ちますと言い切るのか、この辺をはっきりしてください。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） 議員さん、大変申しわけございませんでした。この委託先事業につきましては、私、「シルバー人材センター」と言いましたけれども、「放課後児童クラブ連絡協議会」でございます。大変申しわけございません。放課後児童クラブは19カ所あるのですけれども、その上部団体として放課後児童クラブ連絡協議会ができております。その連絡協議会に委託をいたします。これで2回目ですので、新規事業等につきましては、私どもは十分放課後児童クラブ、そして連絡協議会と連絡を密にしております。第1回目の募集に際しましては、私どもが面接に立ち会いをいたしております。今回につきましても、先月の8月28日に水道局の大会議室で2時間ほど、この緊急雇用についての全体会議を開催しておりますので、この件に関しましては、常に連絡を密にして運営をしていくような形にいたしております。

○20番（山本一成君） 児童クラブ協議会に委託するということで、当然それなりの資格を持った方ということになろうと思うのですよ。今、課長の答弁によりますと、委託はしたけれども、この指導員に関しては、市が要するに担当課が責任を持って対処するというふうに理解していいですね。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

放課後児童クラブの運営につきましては、民間が全部１９カ所を民営でやっております。ですから、関与できる部分とできない部分もございますけれども、こういった新規事業等につきましては十二分に、要綱等もございますので、児童家庭課が関与して事業を推進していきたいというふうに考えております。

○２０番（山本一成君） ありがとうございます。というのは、確かに民間に委託事業が多いのですね。いいのです、今の行政の行革の中で民間委託というのは避けて通れないというのは、我々もわかっておりますし、我々も進める立場ですけれども、事子どもの安全それから市民生活の安全にかかわることについては、やっぱり関与できる部分、できない部分を問わず、やっぱりきちっと行政が最終的な責任を負うという形で事業委託をしていただきたい、このように要望をいたしておきます。

続きまして、同じ２１ページの緊急雇用創出に要する経費の中のスポーツ健康課の食育推進コーディネーターというのが上がっていますが、これについて説明をお願いします。

○スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

食育推進コーディネーターの概要でございます。別府市の小学校における食育は、各学校に配置しています栄養士が中心になって推進をしております。また中学校では、共同調理場に２名の栄養士が配置されていますが、各中学校には配置されておられません。このような現状で中学校の食育は、給食担当の教員がその役割を担っておりますが、通常の授業や生徒指導等で余裕がないのと専門的な立場でないので、十分な推進ができません。そこで、３名の食育推進コーディネーターを各中学校へ派遣して、給食担当の教員等と連絡を図りながら食育の推進を図っていくものです。具体的な業務といたしましては、学校内の体制や指導体制の整備等をしながら、食に関する指導目標や年間指導計画の策定等実践指導を行っていただくように考えております。

○２０番（山本一成君） 内容はわかりました。このコーディネーターの身分というのですか、これは市の職員、臨時、その対象になるのですか。それと、その資格はどうするのか。それから、選び方はどうするのか。教えてください。

○スポーツ健康課長（平松純二君） お答えします。

まず身分ですが、臨時職員ということで雇用、市が直接雇用いたします。ここで議案を承認いただきましたら、ハローワークに募集をいたしまして、私どもの方に直接採用するという形でございます。

○２０番（山本一成君） わかりました、ハローワークを通じるということですね。今言ったように、課長が「資格を」ということですから、要件、ハローワークに出す要件は、当然スポーツ健康課がこういう要件で募集してくださいよということですね。それをちょっと示してください。

○スポーツ健康課長（平松純二君） 要件といたしましては、１０月１日から来年の３月３１日まで６カ月ということで、３名を募集します。月額１８万７、２００円という賃金でございます。

それと、その中の要件でございますが、資格等でございますが、やはり学校のコーディネーターということで食育推進をするということでございますので、栄養士、そういう免許を持った、教員免許を持った、資格を持った方をお願いをしたいというふうに考えています。

○２０番（山本一成君） 栄養士の資格を持って、臨時で１８万７、２００円。これは臨時の報酬としては非常に、今、別府市の一般行政の臨時の人はこんなにもらっているとは思えんのだけれども、これは特別の査定ですか。

○スポーツ健康課長（平松純二君） お答えします。

通常、学校を退職された方、そういう嘱託職員について、同じような形の賃金を私どもとしては設定をさせていただいております。

○20番（山本一成君） ハローワークも一つの方法だと思うのですが、これだけ学校の資格を持っている方という限定をされている場合は、スポーツ健康課並びに教育委員会が直接募集をかけて採用するということではできないのですか。ハローワークを通さないと悪いのですか。

○スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

この事業自体が、国の緊急雇用対策事業でございますから、その辺で国の方からハローワークの方にしなさい、そういうことがございますので、私どもとしてはそうせざるを得ないということでございます。

○20番（山本一成君） はい、わかりました。ありがとうございました。

だから先ほども言ったように、やっぱり最終的には国の制度ですけれども、最終的な雇用者に対する責任というのは、きちっとスポーツ健康課で持っていただきたいと思います。次にいきます。次に23ページ、学校教育課。やっぱり緊急雇用ですが、学校教育課で出ておりますが、保育支援・学習支援サポート雇用経費というのが出ております。これについて説明をお願いします。

○学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

市内の公立幼稚園・学校におきましては、人とかかわることが苦手な子どもや集中して取り組むことができない子ども等、さまざまな問題を抱える子どもがおり、一人でも多くの支援員が必要でございます。特に幼稚園では、臨時講師が全教員の半数近くを占めている実態や経験年数が少ない教員の増加等により、保育に苦慮している状況でございます。また学校では、学力調査の結果等から学校間格差や個人差が大きい実態が明らかとなりました。そのため、緊急雇用創出事業募集の機会をとらえまして、子どもたちに対しきめ細かい保育や学習を保障することをねらいとしております。

配置につきましては、幼稚園・学校に支援員配置の希望調査を行い、園・学校の状況に応じて十分話し合い、希望した幼稚園の中から6園と、希望した学校の中から20校に支援員を配置することにしております。

○20番（山本一成君） 幼稚園で6園というのですかね、小・中学校で20校。「非常に悲惨な現状」という言い方がいいのかわからないのですが、ちょっとやっぱり大変な状況だだと思います。これには当然、教員免許等を取得している方を送ると思いますが、これはあれですか、緊急雇用というのですけれども、今、スポーツ健康課はハローワークを通じるという形をとります。この先生方というか、非常勤講師の選択というか、選ぶに当たっては、これは課が直接やるのですか。

○学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の普通免許状を有している先生に対しまして、非常勤講師ということで面接あるいは書類審査等で学校教育課の方で選考いたします。

○20番（山本一成君） はい、わかりました。この件は、この道のプロであります原田議員が質問を一般通告していますので、後は原田先生の御高説をゆっくりお聞かせを願ひまして、この質問を終わります。

最後の質問になりますけれども、今回、第2次経済対策事業ということで9,931万8,000円出していただいています。これは6月議会のときに1億円緊急支援で経済を出していただいたときに、我々は建設水道委員会のときに市原委員長がまとめていただいたのですが、今、建設業界は厳しいということはわかっていますが、土木だけではありませんよ、幅が広いからもうちょっと視野を広げて経済支援をしていただだけませんかということで、我々は委員会で取りまとめをして要望した経緯があります。そういった経

緯がありまして、今回やっていただいているということは、大変ありがたく思っていますし、市内のいろんな小さな、自分たちがやっている本当に従業員1人、2人の事業体にとっては大変ありがたい施策だと思うのですよ。やっぱり別府市の市政がそれだけ市民に目を向けているというこれは証明ですから、私は大変ありがたい事業だというふうに思っております。

ただ、二、三点危惧するところがあります。といいますのが、我々も知っているけれども、建築住宅課でも道路河川課でも、今、自分たち職員さんは手いっぱいの仕事をしていると思うのですよ、はっきり言って。これだけの事業がふえると、大変やっぱり管理体制とかに相当の負担がかかると思うのですが、この辺をちょっと心配しているのですが、この辺の現状はどうですか。

○建設部長（高橋邦洋君） お答えいたします。

今回の第2次経済対策事業に伴い、業務量が増すことに対する職員の管理体制でございますが、さきの緊急経済対策事業では、健康管理面においても一担当者に負担がかからないように内部で各課長と協議を行い、係または課を越えまして協力・応援してきたところでございます。今回も同様、一担当者に負担をかけないためにも、建築関係の技術職員が、配置されている課長と協議し、内部調整を行いながら全員体制で取り組んでいきたいと考えております。

○20番（山本一成君） ありがとうございます。職員さんに大変負担をかけると思いますけれども、今、市民はそれ以上の困窮な生活をというか、そういう状況であるということ踏まえて、全庁体制で当たっていただきたい。よろしくお願いします。

それともう1点危惧していることは、前回6月議会で土木のCD管等に1億円出していただきました。現状を調べてみたら、これは別府市の経済対策であります。仕事を取ってしまえば安ければどこでもいいのだという形で、市外に丸投げしている業者が何件か見当たりました。たぶん土木も把握していると思う。そこは、そういうことは今度の支援にも同じことがあったら、市民の貴重な税金で、単費で市民生活を助けようというのに、市外に金が流れるという状況があってはいけない。この辺について当局はどういうふうな対策をとっているのか、教えていただきたい。

○総務部長（中尾 薫君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたように、今回の補正予算、6月の補正予算は、別府市独自の緊急経済対策としての位置づけでございます。従来から工事の契約につきましては、地元でできるものは地元の業者にということ、それから下請につきましても、契約時の特約条項の中で、下請契約を締結する場合は地元の業者を使ってくださいねというふうな特約条項を入れておりますが、今回と6月の補正の趣旨にかんがみ、夏には副市長から各建設業界の支部長ほかを呼んで、ぜひこの趣旨を理解していただきたいということで業界の方にもお願いしましたし、その特約条項につきましても、今この補正の趣旨を十分理解いただけるように、契約時にも契約担当課でこの趣旨を理解していただくとともに、原課であります工事担当課におきましては、その後に施工打ち合わせ等があります。そのときにも十分理解していただくように協力をお願いしておりますが、さらに今御指摘のありましたように、もう一度徹底してこの趣旨の御理解に努めていただくように努力していきたいと思っております。

○20番（山本一成君） わかりました。市もそれだけ努力をいただいているということです。今、特約を入れるということは、これをまた市は言っても、もう終わった後はいいのだという、非常に市を——こういう発言はいいかな——甘く見ているという業者もおります。だから入札を外すとかいうことは、私は法律的なことはわかりませんが、やっぱり断固たる厳しい措置をとらんと、せっかくの経済対策が生きてこないのではないかな、

こう思いますので、よろしくお願いをします。

それと、これは我々自民党議員団としての要望ですが、今回3億の基金がありますね。基金積み立てというのは、私も大事だということはよくわかっています。ただ、今政権が変わって、これからの交付金、補助金がどうなるのか。皆さん方もたぶんずっと心配、心配というか、そういう目で今国を見ていると思うのですよ。同じようにやっぱり市民の皆さん、建設関係だけではなく、多くの経済界、観光も含めて多くの経済界の皆さん方が、これからの先行きに非常に不安を持っていると思うのですよ、政権が変わったということで。いいように変わればいいのですけれども、今のところ、私はちょっと非常に不安に思っています。行政、この前、知事会の新聞を見ましても、知事の皆さんの6割、7割が心配をしているという報道でございました。

そこで、私が思うのに、3億の基金も大事でしょうけれども、これからそういった情勢を見きわめながら、やっぱり別府市の生活支援といいますか、経済支援といいますか、それを逐次目を光らせながら、さらなる経済支援をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（野口哲男君） はい、どうぞ。

○25番（河野数則君） 当局にちょっとお尋ねしたいのですけれども、今回、水道の決算が上程されています。先般、監査委員から決算の内容について、登壇までされて報告がありました。その報告内容についても今回の議会で審議をいただくようにということでありましたけれども、この提案をされた質疑の時間で、登壇までされて中身をつくっていただいた監査委員さんが出席しなくていいのですか。もし仮に、出るかどうかわかりませんが、そういう審議の内容について質疑があった場合、どなたが答弁なさるのかな。水道局の幹部の方は、審議の中身についてはわかりましようけれども、意見書については水道局当局ではわからない部分があるのではないかな。

私の勝手な言い分ですけれども、それでいいのでしょうかということです。聞いて見てください。

○議長（野口哲男君） 25番議員からの申し出については、後ほど、休憩を取った後にお答えいたしますので、暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（野口哲男君） 再開いたします。

先ほどの25番議員の議事進行の発言に対しまして、議会運営委員会を開催いたしました。監査委員につきましては、これまでの議運で確認しておりますように、必要の都度入場していただくために待機をしていただいております。本日も待機はしておりましたけれども、25番議員の申し出のとおり、本日は水道局の決算の問題についての議案質疑があるという予想がありましたので、出席をしていただくようにしました。

この待機というものは、過去の議運でも確認しておりますので、今後の扱いにつきましては、また改めて皆様方に事務局より文書等を配付しながら整理をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。（「議長の言うとおり」と呼ぶ者あり）

それでは、再開いたします。

○14番（平野文活君） それでは、議第74号水道決算について質問をさせていただきます。

私どもが所属する建設水道委員会で5月、茨城県の日立市に行政視察に行きました。その際いただいた日立市の、これは平成19年度の決算資料でございますが、それと今回の20年度別府市の水道決算と比較しながら検討させていただきたいというふうに思います。

日立市の人口は約20万人でございますので、別府市の2倍近いということも考慮に入れて聞いていただきたいというふうに思います。

まず、平成20年度の別府市の純利益と減価償却費、さらに資産減耗費のそれぞれについてどういう数字になったか、報告をしていただきたいとします。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成20年度の企業債収入につきましては1億3,000万円、建設改良費につきましては9億4,116万1,000……（発言する者あり）すみません、申しわけありません。純利益につきましては、平成20年度5億2,344万7,569円、減価償却費につきましては5億9,365万6,787円、資産減耗費につきましては2,071万6,707円となっております。

○14番（平野文活君） お聞きのように、合計して11億3,800万近い数字になります。このお金が、次年度以降の21年度以降の財源として、建設改良事業や借金返しの財源になるものであります。これだけの財源が20年度の決算で生まれているということを押さえていきたいとします。

これに対して日立市では、純利益は約1億円であります。別府市の5億2,345万円と比較しますと、非常に純利益は少ない。ただ減価償却費と資産減耗費で12億7,000万円ありますので、日立市でも次年度以降の財源としては13億を超えて確保はできた、こういう数字になっております。

次に、建設改良事業費と企業債の償還金及び新しい事業債は、どういう数字になっておりますか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成20年度の建設改良費につきましては9億4,116万1,554円、企業債の償還元金につきましては2億8,244万659円、企業債の借入れにつきましては1億3,000万円となっております。

○14番（平野文活君） お聞きのように企業債、新たな借金は1億3,000万円で9億4,000万円の建設事業をした上に、さらに2億8,000万円の借金払いもできた、こういうことですね。これは先ほど言いましたように、11億を超える財源があるからこういう運営ができたわけでありまして。

同じように日立市ではどういう状況かといいますと、13億7,000万の財源はできたのですが、借金払いは23億円。ですから、借金払いにも足りない。したがって、新たな借金20億円をして、ようやく別府市と同じぐらいの9億5,000万円の建設改良事業ができた、こういう会計になっております。非常に苦しい経営といいますかね。別府市は非常に安定したというか、そういう経営をやっている。違いが非常にありました。

それで次に、企業債の未償還の残高は幾らか。また自己資本金、さらに現金預金は幾らか、報告していただきたいとします。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

企業債の未償還残高は、約51億円でございます。現金預金につきましては18億円、自己資本金につきましては99億円となっております。

○14番（平野文活君） 現金預金は、四捨五入すると約19億になりますですね。企業債の未償還の残高が51億円ということなのですが、私が議員になって最初の、最初というか、なった年の未償還残高は70億円ありました、借金の残高ですね。それが、8年間で19億円の借金残高を減らしたということになります。さらに自己資本金が99億円と報告されましたが、平成8年の資料を見ますと、46億円でありました。したがって、12年間に倍以上、12年間に53億の自己資本金をふやした、こういう結果になっております。別府市の水道事業というのは、経営的には非常に裕福な経営をしているということ



が、この数字でわかります。

さらに総資本利益率、これは幾らでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成20年度の総資本利益率は、2.83となっております。

○14番（平野文活君） この総資本利益率というのはどういうものかという、意見書の末尾に資料がありますが、「企業の収益性を示し、この比率が高いほど投下資本に対して営業活動が活発で、経営成績が良好である」というふうに書いてあります。それが2.8ということですね。類似団体は0.8ですから、別府市の営業成績というのは、類似団体の3.5倍、非常に効率のいい経営をしているということが言えます。日立市では0.3。類似団体の半分以上ということになって、非常に厳しい経営であります。日立市と別府市を比べれば、9倍強の裕福な経営を別府市はしているということが言えると思います。

それでは、1トン当たりの原価それから供給単価は、20年度どうなっていますでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成20年度の給水原価につきましては136円2銭、供給単価につきましては161円94銭となっております。

○14番（平野文活君） 136円と162円ということですから、1トン当たり26円の黒字ということですね、別府市では。これが、毎年5億円を超える純利益を出せる要因になっているわけですね。水道の水を市民が使えば使うほど利益が出せるという根源が、この1トン当たり26円の黒字で経営していることが背景にあります。

同じことを日立市で見ますと、1トン当たりの製造原価は167円ですね。それに対して市民に売るときの単価は1トン当たり147円となっております。1トン当たり20円の赤字で、原価割れで市民に供給している。これが日立市の厳しい経営の原因であります。

しかし、市民の側から見たらどうなのかということなのですね。別府市の裕福な経営というのは、市民に非常に重い負担をかけている結果ではないか。日立市の厳しい経営というのは、市民にできるだけ負担をかけまいと原価割れで水を供給する、こういう違いがあるわけですね。なぜこういう原価割れで市民に供給できるのか。その赤字の補てんはどうしているのかというところが、日立市の場合は問題なわけですが、水道会計というのは、原則独立採算ということが言われております。しかし、水道事業というのは非常にお金がかかる事業でありまして、全国どこでもそういう原則どおりにはいってないのですね。いわゆる他会計負担金とか他会計補助金とかいう項目がありまして、主には一般会計からということになるわけですが、その負担をしたり補助をしたり、そういうことをやっているわけですね。日立市の19年度決算で言いますと、他会計負担金というのが2億9,000万円あります。そのほかに一般会計補助金というのが約1億円あります。つまり約4億円の負担をしているから、この赤字、原価割れで水を供給できる。こういう厳しい現状にありながら、平成8年に値上げして以降、ずっと料金を据え置いているということを、行政視察の際お聞きしました。もし別府市の水道会計が、この日立市のような実態にあるならば、これはもうあちこちから「もう値上げが必要だ」という声が起こるに違いないと思いました。

そこで、別府市の20年度決算での他会計負担金は幾らなのか、その内容はどういうものか、一般会計補助金は幾らか。ちょっと、わかれば報告してほしいと思います。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

一般会計からの負担金につきましては、消火栓の維持管理費、また児童手当の負担金、これは繰り出し基準に含まれますが、そのほかに下水道徴収事務の委託料、人事交流に伴



う退職手当の負担金、耐震性貯水槽維持管理費用、下水道工事に係る水道管の移設事業費等をいただいております。総額は9,862万7,844円となっております。また補助金については、ございません。

○14番（平野文活君） 総額としては9,000万を超えるものが出ている、負担金として。ということですが、中身をお聞きますと、下水道料金と水道料金の徴収一元化というようなことがありましたですね。いわばそういう市の方の政策的な経費を水道局にしてもらっている、その分、市から経費を水道会計に出す、こういったぐあいですね。繰り出し基準については、国の基準どおりの負担をしている。ですから、水道事業に何らかの財政的援助をしているということとは性質がちょっと違うのですね。一般会計からの補助金ということになると任意のものでありますから、文字どおりこれは財政的な支援ということになると思いますが、それはゼロだ、こういうふうなことです。

では、他会計負担金、つまり当然行政の側が負担すべき、一般会計で負担すべき経費は、全部水道会計に入れているかといいますと、そうとも言えない。例えば簡易水道の建設改良費の10%、これは繰り出しができますよというふうに総務省の通知に書いてありますが、これは例えば20年度で言いますとどれくらいの規模になるのか、この10%の繰り出しはいただいているのかどうか、お答え願いたいと思います。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

簡易水道の水道施設改良工事につきましては、工事費が6,596万3,650円でございます。その事業につきましては、国庫補助事業の対象事業ということで、国の方から1,421万円をいただいております。それを差し引きした5,175万3,650円の10%ということでございますので、繰出金は517万5,000円となっております。

○14番（平野文活君） それを、いただいているのですか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

その分については、20年度決算ではいただいております。

○14番（平野文活君） なぜ、いただかないのでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） 総務省よりの毎年の繰り出し基準につきましては、通知されているところで、毎年市の関係課と協議をする中で、結果として20年度につきましては、消火栓の関連費及び児童手当をいただいたということでございます。

○14番（平野文活君） 私は、毎年9月にはこの水道決算の質疑を、議員になって以来ずっとやってまいりました。もともと一般会計が当然持つべき経費について、なぜこれをもらわないかということ繰返しやってまいりまして、ようやく水道の消火栓の経費だとか児童手当だとか、そういうのをようやく繰り出すことになったのです。この簡易水道の建設改良費についても、いわゆる水道局の側からすれば、これは繰り出し基準に該当するのではないかとというふうに当局に折衝するけれども、当局の方が「うん」と言わないということでもらえなかったのではないかとというふうに思うのですが、折衝したのでしょうか。そして、財政当局の返事はどうだったのでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

繰出金につきましては協議につきましては、毎年協議を行っておりますが、市の全体を見る中で、結果として今回簡易水道関連費は繰り出しされなかったということでございます。

○14番（平野文活君） 要するに出すべきお金を、わずか500万円のお金でも出さないというところに一つの問題があります。

もう一つ、福祉減免。この経費、これも一般会計が、それこそ行政としての政策的な経費ですから、これを水道会計に出せというのもおかしいのですよ、独立会計だと言いながら。これももらっていないと思いますが、20年度は幾ら使っていますか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

平成20年度の還付額は、2,699万250円でございます。

○14番（平野文活君） 2,700万。先ほどの500万と合わせて3,200万のお金を、当然、水道会計に出すべきお金を一般会計から出してないということで、とにかく独立採算だという建前を楯にとって必要なお金も出さないで、そして水道事業に係る必要な経費は全部料金に転嫁するというやり方が、別府市の経営の仕方であります。ですから、これはいわゆる水道局の政治姿勢だけでなく、市長初め、私は別府市の政治姿勢が問われる問題だというふうに考えます。日立市のように原価割れで市民に供給するというようなことまでは要求しませんが、せめて毎年5億円を超える純利益を出す、こういう経営でよいのかということは、改めて問題にしたいわけですよ。

今、非常に経済情勢もよくありません。そういう市民生活を応援するというような観点から、トン当たり26円もの黒字経営をするという、そういうことはもうやめていただきたい。せめて原価どおり。別府市の136円という原価が、なぜこんなに安いのかといいますと、原水費が安いのですよ。この間、委員会でも、大分川からの取水のルートを見せていただきました。大分川の上流からトンネルを通して非常に安定したきれいな水が供給されている。そういう意味では、原水費にかけるお金が非常に安く上がっているということがやっぱり根底にあります。安くできるのだから安く売ったらいいではないかと、率直な私の意見です。

にもかかわらず、この別府市の水道局がつくった平成29年までの中期計画には、収益が減ったら値上げしますというふうに書いてあります。去年もこの問題、最後にお伺いしましたけれども、改めて現時点での見解をお聞きしたい。どういうふうな値上げをする計画にしているのかといいますと、給水収益が少しでも上向きなら値上げせんでいいですよ、しかし給水収益が一定であれば、平成21年度に5%値上げが必要だ、こう書いていまして、さらに第3の選択肢として、給水収益が減収であれば、24年度までに15.6%から18.3%の値上げが必要だ、こういうふうに書いてあるのですね。そういう観点で、これは16年度につくったものですから、16年度ですかね……、17年の3月につくったものですから、17年度の給水収益、総収益を今度の20年度の総収益と比較をしてみますと、17年度は27億2,000万円の収益があった。20年度は25億9,000万円の収益というふうに、かなり減っているわけですね。率にして4.68%のマイナスであります。そういうことを見ると、この長期計画に当てはめていくと第3番目の選択肢、つまり減収であれば15.6%から18.3%の値上げが必要だ、こういうことになるのですけれども、別府市の今の時点での値上げについての考え方は、どう考えていますか。

○水道局長（亀山 勇君） お答えをいたします。

別府市のいわゆる水道、水に関する仕入れと売り上げの関係で水道局の方が利益があるではないか、そのためには水道料金の値上げ、あるいは値下げをどう考えているのかという御質問だというふうに考えてございます。

平成20年度の決算、また今年度のいわゆる決算見込み等も含める中で、いわゆる給水収益、これにつきましては、現在まで下降傾向、減少傾向にあるというのは事実でございます。これをもとに、では料金改定をするのかという考えでございますけれども、これは地方公営企業法の第3条の経済性の原則と公共の福祉の増進ということがございますので、私どももこれを踏まえる中でこの経済性の原則、いわゆる効率性をどう持っていくかといったことを十分に検討する中で、最終的には中期の収支計画を立てる中で判断をしたいというふうに考えているところでございます。

○14番（平野文活君） 非常に抽象的な答弁ですが、この計画の最後のページに書かれてある値上げの検討といいますか、では、こういう考え方は、現時点ではとらない、

値上げ計画は、その計画はもう撤回を、事実上撤回しておるのだというふうに理解しているのでしょうか。

○水道局長（亀山 勇君） お答えをいたします。

「撤回」という言葉なのですけれども、これはあくまでも今後の水道事業の将来ビジョンを策定する中期計画、これを立てなければいけませんので、「撤回」という言葉はないのですけれども、今時点で私どもの試算では、料金の値上げの必要はない、その前に内部の効率化を目指すという考えでおるところでございます。

○14番（平野文活君） 私が言いたいのは、こういう計画をつくること自体が、政治姿勢が問われるというふうに考えているのですよ。先ほど日立市と比較をしたように、日立市の場合は非常に厳しい。こういう状態であれば値上げもやむなしかなというぐらい私自身が思うような、それでも原価割れで頑張ってきている。こういう政治姿勢を学ぶべきではないかと思うのです。しかし、もう非常に事務的に、このつくった計画の観点でいえば、別府市ももうこれは自動的に10%から20%近い値上げが提案されてしかるべきと思うのですけれども、答弁がありましたように、値上げということをするという考えはないようですね。ですから、そういう点ではよく頑張っておるというふうに言わなければならぬのですけれども、その考え方自身が、とにかく必要な金は全部市民に料金で転嫁すればいいのだ、必要なら値上げが必要ですよというような考え方そのものをやっぱり撤回してもらわなければいかんと私は思うのですよ。

先ほど来ずっと言ってきましたように、別府市の水道会計は極めて、これは全国すべての市町村を私は比較したわけではないですけれども、極めて裕福な経営をしていますよ。そういう状況のもとで値上げなんかいったら、もう全く市民から見れば納得できない状況にある。

ですから、私は、今までずっと三つの提案ということで、第1に、毎年10億ぐらいの事業費をやっていますけれども、もっと厳選しなさい、事業を。本当に10億要るのかということ言ってきました。いろいろ聞きますと、いや、これだけのお金が、事業費が要るのですよ、別府市のこの施設は非常に老朽化していますという説明があります。本当にそれだけのものが必要であるならば、全部料金に転嫁するという形ではなくて、一般会計からの繰り出しが必要だ、支援が必要だという立場をとってまいりました。それが第1ですね。それからもう一つは、いかに労働生産性を上げるか、経営の効率を上げるかというふうな問題が第2。第3は、もう第1のところちょっと言っちゃいましたけれども、料金収入だけに頼らない財政収入の方策を考えるということ。これは大きくは一般会計からの繰り出しということが大きなものでありますが、日立市で勉強させていただく中で、料金表というか請求書というか、通知かね、通知書の裏側に広告を入れて、わずかでも収入を図ろうというような努力をしていましたですね。ですから、何でもかんでも料金に転嫁する、こういう考え方ではなくて、料金収入以外の収入の努力をすべきではないか、こういう三つの提案をさせていただきました。そういうのをきちんとやっていけば、とても値上げなんかできないというふうに私は考えます。

きょうは議案質疑でありますので、この程度にとどめておいて、ぜひ抜本的な改革を進めていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○26番（泉 武弘君） 市長にお尋ねをしたいと思いますが、水道局の企業管理者が、任期途中で亀山管理者に実はかわったわけですね。従前から、市長部局から水道局長に選任を受けて行かれる。それで水道局84名の代表を、絶えず市長部局から送ってくるということになろうと思うのですね。消防長が内部昇格なのですね。私は、やっぱり人事においても、水道局の生え抜きの局長が好ましいのではないかという考え方を持っております

けれども、この点からきょうは御答弁をしてください。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

私も、基本的には消防長人事が、ああいう形で内部の昇任をさせていただいたと同じように、水道局も内部から将来は局長をできればいいな、そういう思いは持っております。

○26番（泉 武弘君） 水道事業を語るときに、荒金啓治さんという人が、いかに先見の明があったか。この観光都市で、水枯れというのを感じることがない。これは観光都市にとってみますと、生命線なのですね。こういうことを決断された荒金啓治さんという市長は、すばらしい先見の明を持っておられたなということを思いながら、この決算について質問をさせていただきます。

監査委員がせっかくお見えですから、監査委員に最初にお尋ねします。

これは、19年度の決算審査意見書ですね。ここにこのように書いています。「有収水量の増加が見込まれない状況下での事業運営に当たっては、費用対効果を考慮し、計画的・効率的な事業の執行を行い、有収率のさらなる向上を図るとともに、一方では水道料金の収入の確保に努められ、市民サービスを低下させないことを原則に業務量の精査を図り、業務の委託の推進及び定員管理の適正化等により経済性を発揮する経営を行い、市民により安価で安全で安定した水の提供をしていただくことを期待する」というふうに19年度は結んでいます、「期待する」と。

これが20年度に移ったこの決算審査意見では、今言いました文言の末尾に、「要望する」というふうに実は字句が変わってきています。これは、今の水道局ではこういう改善を期待しても無理だから、この機会に要望しようというふうな思いがあったのかどうか、この点だけ御答弁ください。

○監査委員（櫻井美也子君） お答えいたします。

今言われた、去年意見書に書いたこと、また、ことし意見書に書いたことも、期待しております。水道局に改善方を要望したいという思いを込めて、去年は「期待をする」という表現にしたと思います。

○26番（泉 武弘君） 監査委員は、恐らく非常に穏やかな方だと思いますので、期待してもだめだ、この機会にもうちょっと強い「要望」という文言に改めようという意味があったのではないかというふうに、私自身は自分流に解釈をさせていただきたいと思います。

そこで、局長にお尋ねしますが、19年度から20年度にかけて、今私が述べました効率的な運営とか、こういうものでどの部分がどのように改善されたのか、具体的に答弁してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

19年度から20年度にかけての改善部分の一つは、職員数の減ということでございます。19年度末につきましては、総職員数が93名、一般職員85名、臨時・嘱託職員が8名ということでございますが、20年度につきましては、一般職員1名減の84人、臨時・嘱託・非常勤職員につきましては、同数の8名ということで94人、1名の減と、職員数については減員に努めているところでございます。また、委託の可能な部分につきましても、20年度中に協議した結果、21年4月1日より水道管の、給水管の修繕の部分を委託拡大いたしております。

○26番（泉 武弘君） 市長ね、ケーブルテレビの放映が始まりました。市民の皆さんは、市長部局の問題については、市長が考え方を述べてくれることを期待していますし、水道事業については、水道局長がこういう機会にやはり自分の考えを述べるということは、極めて大事だろうと思うのです。冒頭に、市長部局からの管理者の選定をしないでほしいというのは、今、管理課長が答弁したことは、当然水道局長が市民に向けて説明し理解を

得るということをしなければいけない。そういうところにいろいろな支障が起きてくるから、内部昇格ということをやるべきではないかということをお願いしたわけです。

さて、職員減を、今、管理課長は言われました。そこで、職員を見てもみますとどうなるか。どのような位置に別府市が置かれているかということを見てもみます。表流水、いわゆる上水から水道水を取水している14団体を比較しますと、14団体の平均値は職員数が58名でございます。別府市は、これに対して84名。さらに人口類似の団体86団体を見ますと、86団体の平均職員数は44名。別府市はこれに対して84名。このように、類団比較と表流水を取水している団体と比べた場合に、別府市の職員数が大幅に多いということには間違いありませんか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

職員数につきましては、間違いございません。

○26番（泉 武弘君） これを類団比較、それから表流水を取水しているところから見えていきますと、河川の表流水から水を取水している団体、14団体の平均値から見ますと、別府市の職員は26名多いということが言えます。人口類似団体10万から15万の都市を見ていきますと、平均が44人ですから、別府市は何と類似団体に比して40人も職員が多いということが、これは数字として起きてきます。

局長、どうなのでしょう。労働生産性が3部門にわたって数値で示されています。見ますと、労働生産性の数値ではほぼ半分程度なのですね。この分母になります労働生産性の中で、人件費というものが大変大きな比率を占めていますけれども、類団比較をしたときの職員数の多さが根底にあるのではありませんか。どのような見解でしょうか。

○水道局長（亀山 勇君） お答えをいたします。

労働生産性というときには一応、分母それから分子という考え方がございます。その分母の中に損益勘定職員ということで、その職員数と類団を比較したら、第1の表流水だけをした場合に約26名、そして13万以上でした場合につきましては44名という形で、類団との差がございまして。この分母でございまして給水収益等を考えたときに、現在水道料金、水道の使用料が毎年減少傾向、あわせて水道料金も減少傾向にあるという状況でございまして。ただしその中で損益勘定、いわゆる職員数につきましては、過去10年間でかなりの職員数を削減はさせていただいております。また平成20年度におきましても、マイナス1名という、数は少ないかも知れませんが、マイナス1名という職員数を削減してございまして、この中で経営努力をする中で類団並みに持っていくためにはどうしたらいいかということも考えてございまして。そのためには、まず一つは定員管理の適正化ということも考えなければいけませんけれども、それを考える上に当たりましては、今後水道局の職員の退職予定年数といいますか、予定人員、そういったものをまず把握しなければいけませんし、それに合わせる中で事務事業の見直し、それから組織機構の見直しも図らなければいけないというふうなことを現在考えているところでございまして。

○26番（泉 武弘君） それだけわかっていながら、どうして労働生産性が他市並み、類団並みにできないのですか。そこがなぜできないのかを、答弁してください。

○水道局長（亀山 勇君） お答えいたします。

ただいまも申し上げましたとおり、平成11年度からの人件費といいますか、職員数の数を見たときにはかなりの、110名が、現在80ですから、20名から30名近く職員数を削減させていただいております。

なぜできないかということでございましてけれども、今、職場の中での今後のいわゆる退職年齢予定人員等の把握をする中で最終的に決めさせていただきたいというふうに思っております。

○26番（泉 武弘君） 水道事業経営健全化案、これは16年2月に、当時の建設水道

委員会が決算認定に当たって、労使で協議をして水道事業経営健全化案を出しなさい、それが認定の条件だということをつくったのが、この水道事業経営健全化案という。この中で、「職員数については年齢構成を考慮し、基本的には欠員不補充とし、職種変更も視野に入れながら、嘱託・臨時職員については委託も含め業務量を精査し、雇用しない方向で検討してまいりました」、このようになっています。そのとおりになっているかなってないか、御答弁ください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

健全化実施計画につきましては、平成16年度から平成18年度の3カ年計画でございますが、その間の採用者についてはゼロ人ということで、退職不補充の形をとっております。

○26番（泉 武弘君） 先ほど84名という御答弁がありましたね。このほかに嘱託職員は何名いるのですか。これが第1点。

第2点目に、18年度までの経営健全化実施期間を過ぎてから、19、20、21年度に新規職員を採用していますね。何名採用していますか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

臨時・嘱託・非常勤につきましては、8人となっております。

19年度から21年度、今年度の4月1日採用までですが、6名となっております。

○26番（泉 武弘君） 局長にお尋ねしますが、たしか水道事業の年間の営業高30億を超えた時点もあったと思いますが、当時から28億、27億、26億というふうに現在減少しています。減少して、給水戸数等も減少しています。こういう中で19、20、21で6名採用しているのですね、新規職員を6名採用している。今でさえ類団に比して職員数が多い。人口類似団体では40名多い、表流水では26名多い。なのに新たに6名も採用するということは、経営という視点から考えたときに、どういう判断でこの6名を採用されたのか。市民にわかるように説明してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

採用につきましては、平成14年度から平成18年度までの間、17名が退職いたしております。その中で健全化を進める中で、どうしても必要な専門職の部門等についての補充を19年度から行ったということでございます。

○26番（泉 武弘君） 監査委員の意見書の中に「委託等も十分精査し」という部分がありますね。そういうもろもろのものを費用対効果を考えて精査したときには、今の84名が妥当な数字かどうかということを考えたときに、多くの市民は疑問を持つと思いますよ。過去に40%近い水道料金の改定をしたことがあるのでしょうか。その後において、抜本的な水道事業の経営改善というのはなされていないのですよ。

局長ね、局長。今言った水道事業の経営健全化案というのは、皆さん方からの自発的な意思でつくったのではないのです。議会が、それをしなければ決算認定をしませんよということから、議会の要望で「渋々ながら」という表現はおかしいのですが、やっとなつた。今でさえ職員が多いのに、さらに6名も補充する。それは職種変更と資格取得でどうでもなる部分なのですね。必ず採用する側は、欠員補充をしなければネレーションギャップが出ると、いろんな理由を言いますが、今ある84名の職員の能力の開発とか、こういうことによってどうにでも対応できるはずなのですよ。しかも8名も嘱託がいるのでしょうか。これから考えたら、類団比較、それから表流水をしている14市と比較して明らかに多いわけでしょうが。別府市の水道事業を一つの株式会社に例えるならば、売上が減少しているのに職員が、社員が多い。勢い、行き詰まれば水道料金を負担している市民に負担の増をお願いする以外にない、こういうことになるわけでしょう。

そこで、議会の中でずっとただ一人反対をしてきたことがあります。それは企業手当で

すね。企業手当については、私一人反対討論をして、ずっと反対をしてきました。なぜかといいますと、水道局に勤めるだけで年間何十万も特別手当をもらうというのは、これは市民感情から見ても許されることではないのですよ。

そこで、お尋ねします。過去10年間にこの企業手当なるものを支払った金額というのは幾らですか。それと、1人当たりに対するこの企業手当の支払い平均額というのは幾らですか。答弁してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

過去10年間の企業手当の支給総額につきましては、1億7,320万1,251円、1年間の1人平均支給額につきましては、19万2,659円となっております。

○26番（泉 武弘君） 市長、水道局に勤めるだけで、過去10年間で1億7,000万、年間平均約20万。こんなことが許されてきたのですよ。今見ますと、類団の中で86団体ありますが、20年度では企業手当を出しているのは6団体しかない。上流水を取水しているところでは、岩国1市だけ。これも議会が再三再四にわたって企業手当を廃止すべきではないかと。来年度にやっと廃止ができるようになりました。しかし、これは議会にも責任があるのですね。企業手当が問題になりながら認めてきたという経緯があります。1億7,000万もの企業手当を支給してきた。これは私は労働生産性それから公営企業法3条の合理的な運営、この視点から見ると市民に違背した企業経営である、このように指摘をせざるを得ません。

そこで、さらに話を進めます。20年度の水道局の夏期特別休暇ですね。これは、水道企業管理者が認めた場合には与えることができます。この夏期特別休暇というものを何名の方が取って、何日間になるのか。そして年休がありますね、局長。年休がありますね、20日間ですか。年休を消化した上に、この特別休暇を取っているのか、年休はそのまま温存して特別休暇を優先して取っているのか。どちらなのか、答弁してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） 夏期休暇につきましては、5日付与している状況でございます。

また、夏期休暇と年次有給休暇の優先についての御質問と存じますが、夏期休暇につきましては、期間内に5日付与・消化を、正確な数字は覚えておりませんが、95%程度の職員の方が夏期休暇を取得しているという状況でございます。

○26番（泉 武弘君） 夏期休暇は、どうして与えたのですか。数字から見ますと、20年度、管理職の方が7名、35日間とっています。一般職78名、合計しますと425日、平均5日の夏期特別休暇を取っています。夏期特別休暇は、どうして必要なのですか。局長、あなたが決裁したのでしょうか。どうして夏期特別休暇が必要という判断をしたのですか。答弁してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） 夏期休暇につきましては、市と同様の取り扱いを行っております。規程によって付与しているという状況でございます。

○26番（泉 武弘君） 夏期特別休暇は、市長部局は市長が認める場合にはこれを与えることができますとなっています。これは、市長部局の一般質問で聞きますけれども。水道局は、企業管理者が認めた場合には夏期休暇を与えることができるのでしょうか。局長、私がお尋ねしているのは、あなたが425日夏期休暇を与えているわけです。なぜそれを必要としたのですかと聞いている。答弁してください。

○水道局長（亀山 勇君） お答えします。

数値的な内容については、ちょっと把握はしてございませんけれども、夏期休暇につきましては、先ほど課長が答弁したとおり、別府市とあわせる中で管理者が判断をしたという考えでございます。

○26番（泉 武弘君） いや、だから聞いているじゃない。どういう判断をしたのです



か。夏期休暇がどうしても必要という判断をしたのですか。この根拠を示してください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

夏期休暇につきましては、別府市の服務規程の中に準用規程として、別府市の勤務時間の規程の中を準用ということで、それを根拠に付与いたしているということでございます。

○26番（泉 武弘君） そうではないのでしょうか。水道局の企業管理者が必要と認めた場合には、夏期休暇を与えることができるとなっているのでしょうか。なぜ必要としたのですか。あなたが決裁したのでしょうか。管理課長が決裁したわけではないのでしょうか。あなたが、この425日についてどうしても必要と判断したのですか。皆さんには年次休暇が20日間あるのでしょうか。これを先に消化してもらえばいいのではないのですか。年次休暇は年次休暇で温存していて、夏期特別休暇を425日職員が取っているのでしょうか。どういう理由で特別休暇を必要としたのですか。市民にわかるように説明してください。

○水道局長（亀山 勇君） お答えします。

先ほども答弁させていただきましたように、市と同一歩調をあわせるということの中で、私の方で判断をさせていただいた内容でございます。また、夏期休暇の5日につきましては、私の知り得る範囲では、以前1週間7日という形でございましたけれども、いろいろな状況の中で年休を優先する中で夏期休暇も付与するといったことで、期限につきましても7月から9月といった状況で話を聞いております。

○26番（泉 武弘君） 今の市民の生活実態、サラリーマンで平均年収三百五、六十万なのですね。有効求人倍率も、かつてないほど低い数値を示しています。こういう中で水道局は、過去10年間に1億7,000万円もの企業手当という臨時ボーナスにも似たものをもらっている。しかも、夏期休暇として400日を超えるものを取得している。本来持っている年次休暇、20日には手をつけずに特別休暇を取得させる。これでは労働生産性を向上せよとか向上しますとか、費用対効果を考えますとかいうこと自体がおこがましい。もうちょっと市民の目線に立った、市長が言われるように市民の目線に立った、今の市民の生活はどうか、今、市民がどういう生活をしているのか。それに比較した場合に、皆さん方だけが特別な権利を与えられている。こういう水道事業というのは、私はあってはならないと思うのですよ。市民に負担を転嫁する料金というものを改定して安くしよう、せめて類団並みの職員数にしていこう、こういう努力もしなくて、自分らの既得権益だけを行使する。こんな水道事業だったら、もうやめてしまいなさいよ。過去に何遍同じ質疑をしてきたの。一向に改善されないではないですか。職員は減った。だけれども、また6名も採用している。

ただ一つ管理課長を評価しているのは、あなたは、私に大変厳しいことを何回も指摘されていますね、企業手当について。組合との協議で大変だったと思うのですよ。22年度廃止まで持ち込んできたというのは、それは私は大いに評価できると思います。おくれればながら評価できる。

ここに、平成元年から水道局と経営者側で交わした協定書があるのですね。まあ、次から次に労働組合側が要求して、それに企業側が答えているのです。これは全部そうです。皆さんが協定書として交わしたものを、ここに列記している。そういう企業側の管理責任、このずさんさが今日の労働生産性の低下を招いている。このことだけ厳しく指摘をして、水道局の問題は終わりたいと思います。

さて、補正予算の中で障がい者福祉に関する予算がかなり計上されていますが、簡潔に説明をしてください。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） 今回の補正につきましては、大分県障がい者自立支援臨時特例対策事業費補助金を主な財源といたしております。障がい者自立支援対策臨時特例交付金は、障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、事業者に対する激変緩和措置や新

法への移行等のために緊急的な経過措置として、平成18年度補正予算にて都道府県に基金を造成し、平成20年度までの事業として実施してきたところでございます。しかし、現下の厳しい経済状況が影響し、計画していた事業の実施がなかなか進まず、十分な事業効果が得られなかったことや、旧体系から新体系への移行が思いのほか低調であったことにより、今般、障がい者自立支援対策臨時特例交付金に基づきまして、県の基金の延長及び積み増しにより既存の事業の拡充等を行い、平成23年度までの事業として実施いたすものであります。

実施メニューといたしましては……（「わかった、わかった」と呼ぶ者あり）はい。一つは、旧体系に対する運営の安定化等を図る措置、もう一つは、新法への移行等のための円滑な実施を図る措置の2本立てとなっております。

○26番（泉 武弘君） 答弁用紙、ときどき割愛できるように朱線か何か引いておいてくれないか、全部読んでもらう必要はありませんので。

市長ね、なぜ私がこの問題に触れたかといいますと、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金というのが実はあるのですね。これは火災発生、地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。国が交付金を出して、県が基金をつくったのですね。これとの抱き合わせがうまくできてないのではないかという危惧を持っているわけです。この耐震化等の整備について自治振興課にお尋ねをしたいのですが、自治振興課の課長、議場に入ってください。

そこで、自治振興課の課長が議場に入る前にお尋ねしますが、この耐震化等の整備について、対象とされる施設については、こういう補助基準があるよというような説明は周知徹底をされているのですか、どうですか。

○障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

対象施設につきましては、大分県の方が、この交付金制度の概要が出た段階で各施設に意向調査ということをしているようにお聞きしております。その意向調査に基づいて事業者が大分県に申請をするようになっております。市といたしましては、その事業について意見書を提出するような運びになると思っております。

○26番（泉 武弘君） この制度を自治振興課はどの程度知っておられて、耐震補強の面でどう指導していこうというふうにお考えなのか、御答弁ください。

○自治振興課長（中野康恵君） お答えいたします。

まず、大変申しわけございませんが、この制度については、ただいまのところ自治振興課の方には情報をいただいております。

○26番（泉 武弘君） 市長ね、今、障害福祉課の課長が、県がこの問題について調査するように聞いていると言われました。ここに、実施に係る事務の流れというのがありまして、市町村特別対策事業実施計画の策定、21年度分を含む3年分の計画を策定、こうなっています。これは市町村がするようになっている。市町村が計画を策定するようになっています。一般質問でもこども基金の問題についてお尋ねしますけれども、児童家庭課はこのことを十分承知していました。ところが、障害福祉課の方は、これについては県がやるものというふう考えているのですね。

それで、私はなぜ自治振興課の危機管理室に入っていたかといいますと、縦割りの一番悪い部分が出ています。本来は自治振興課がこういう情報をキャッチして、社会福祉施設については、耐震補強に対して4分の3の補助があるではないですか、なぜ当該課で実態調査をやらないのですか。これは時限立法ですから3年間。この間に全部申請しなければいけない。こういうことをなぜ当該課として指導しないのか。私はいつも言うでしょう。気を抜いていたらだめなの。こういう情報をとったら横の連絡を密にして、社会福祉

施設を持っている高齢者福祉課、障害福祉課等が連携して計画を策定し県に提出をする。こういう作業をしなければいけないの。

さらに市長、この前、調布、下関という二つの市が、大変な被害を受けましたね、大雨による。あの市の中で二つとも大きな違いがある。調布市は、危機管理室と危機管理に対応する職員を専従にして異動させなかった。絶えずシミュレーションをやっているから、避難勧告が早くできた。下関市は、その危機管理室を毎年職員を交代させていた。これは、NHKの報道で私も知ったのです。別府市の危機管理室は、どうなりましたか。去年、危機管理室長は出て、もうことはかわったのでしょうか。これだけ取り組みがおくれている。だから、こういう問題もつかむことができなかった。

そこで、市長をお願いしておきますけれども、この社会福祉整備に係る問題ですね。早急に調査をして、別府市として当該施設の意見を聞いて、要望を具現化して計画をして、県との協議に入ってください。このことだけ早急にしなければ、3年間の時限立法ですから、今、民主党が政権を担って補正予算案の凍結をするとか言っています。だから、予算執行がどうなるかわからないのですけれども、予算をこのまま使えて、時限立法をさらに延ばすということになりましたら、それに対応できるような行政の計画というものが私は必要だと思っていますから、これだけをしていただく意思があるかどうかだけ答弁してください。

○企画部長（梅木 武君） 今、議員さんの御指摘のあった件は、危機管理はいろんな担当課と連携を図らないといけないという認識は、私も持っておりますので、今後対応していきたいと考えております。

○26番（泉 武弘君） 市長、きょう、水道局の問題、大変厳しい表現もさせていただきました。しかしながら、やっぱり水道料というのは住民の負担によって成り立っているのです。そこにあぐらをかいてはいけないと私は思います。水道局というのは、今まで非常に組合が強いと言われたことですが、やはり努力をして企業手当も22年度から廃止できるようになりました。やっぱりやってできないことはないのです。ただ数字的に見た場合に、局長、労働生産性があんなに他市に比べて低いというのは、これは恥じるべきですよ。働いている、企業を経営しているあなたも恥じなければいけない。働いている皆さんも、自分らの会社がこのくらいの生産性しかない、収益しかないということを恥じるべきだと私は思います。

これ以上、次のまた決算時点において厳しく指摘することのないようお願いをして、私の質問を終わります。

○11番（猿渡久子君） お疲れさまです。まず、一般会計の補正予算34ページ、中央公民館、市民会館施設整備に要する経費の追加額、この問題から質問に入ってまいります。

この予算につきましては、市長の提案理由の中で、市民会館市民ギャラリーの空調設備改修工事費というふうに説明がありました。市民会館の別館全体の空調の設備改修ではなくて、3階部分の市民ギャラリーだけの空調設備の予算なのか、その点をまず確認したいと思います。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

市民会館別館につきましては、2階部分に3室の会議室があります。現在、空調施設は使えない状態となっております。今回は費用面及び稼働状況を考慮した上で、利用者からの要望の強い3階の市民ギャラリー部分の空調設備の改修をお願いしております。また、設備改修に当たりましては、取りかえて転用可能なものを予定しております。

○11番（猿渡久子君） この市民会館別館は、もう築40年近くたっているわけですね。かつては文化会館として結婚式場などにも使われていたという経過があると思います。平成3年に3階部分を改修して、今の市民ギャラリーとしてオープンをしたというふうにも

聞いております。市民ギャラリー自体が、やはり今後の課題としては新しい美術館を建設するということが求められていると思うのですね。それは、この議場で何度も取り上げられてきた今後の課題として、大事な問題だと思っています。早く実現をしてもらいたいと思うわけです。しかしながら、現状ではこの計画は具体的に進んでいるわけではない、来年、再来年オープンできるという状況ではないと思います。そういう中で、やはり今の市民会館別館というのが中途半端な位置づけになっているかと思うのですね。そういう中で3階部分だけの空調設備、それはそれで理解できると思います。全体の空調設備をしたらどうかというふうな考えもないことはないのですけれども、やっぱり経費の効率的な運用ということを考えたときには、なかなかそうはならないのかな。

ただ、気になっていますのが、この入り口なのですね。外階段がありまして、それで入り口に入っていくわけですが、余りにも見すばらしいと言わざるを得ないと思うのですね。文化的な雰囲気というにはほど遠い、「市民ギャラリー」というにはふさわしくないと思うのですよね。そういう声というのは、市民の皆さんからお聞きをしております。また高齢の方とか子どもさん連れの方も絵を見にいらしたりしていますけれども、ちょっと危ない感じもするわけですね。安全面から考えてもどうなのか、美観の面から考えても、やはりもう少し何とかしてもらいたい。全体的な改修をしてくださいということは言いませんけれども、入り口部分、階段部分、外づけの階段ですね。あの部分に関してはもう少し何とか美観の面を考えても、安全性の面を考えても改修が必要ではないか。裏口的な雰囲気ですね、今は。それはちょっと何とか改善してもらいたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

御指摘の箇所につきましては、今後、安全管理等を含めまして検討してまいりたいと考えております。

○11番（猿渡久子君） よろしく願いいたします。

では、次の問題。一般会計補正予算の19ページ、放課後児童クラブの施設整備に要する経費の追加額が上がっております。この内容について、まず説明をしていただきたいと思います。施設整備をどのような形でするのか。これによって定員が何人ふえるようになるのか。1,074万9,000円という予算が上がっていますが、その内容を説明してください。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

放課後児童クラブの待機児童の解消につきましては、児童家庭課としてはいろんな課題があるのですが、最大の課題というふうにとらえております。その中で南立石放課後児童クラブの待機児童の解消につきましては、今回、補正で1,074万9,000円ほど補正を計上させていただいております。現在、定員が45名ということでございます。この改修工事によりまして、放課後児童クラブと協議をしなければならないのですが、10人は定員の増員を見込めるということでございます。

○11番（猿渡久子君） 施設のどの部分をどのような形で整備するのか、その点の答弁がなかったと思うのですが……。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

1,000万の補正のうち、増築部分が約7割を占めております。これは、幼稚園のテラス部分を改修いたします。あとの3割につきましては、トイレ等が大変不衛生でございましたので、トイレと防音措置のために壁の改修をさせていただきます。それで1,074万9,000円の補正予算を計上させていただいております。

○11番（猿渡久子君） 南立石の児童クラブのテラス部分に施設を広げるというわけですね、幼稚園の部屋を借りて学童保育をしている。その拡張工事をして10人の定員を

ふやすというふうな見込みなわけですが。私はこれまでも、南立石の児童クラブに入れずに困っているという地域の方の声、保護者の方の声をいろいろとお聞きしてきました。この予算も出ていますし、やはり地域の皆さん、保護者の皆さんの声をお聞きしてみますと、10人ふやすということで本当に人数が解消できるのか、十分にニーズにこたえられるのかというのは私は疑問を持っています。1,000万という予算をかけて、この中にトイレの改修の予算も含まれているということなのですが、改修をして10人ふやしたところが、それでもなおかつ入れないというような状況が出てこないのかということをお慮するわけです。やはり、将来的なことをしっかり見据えて経費の効率的な運用をしなければならないと思うのです。拡張したけれども、なおかつ足りずに、後でプレハブをつくらないといけないとか、そういうふうなことになっては困ると思うのです。

状況を聞いてみますと、南立石幼稚園に子どもをやりたいのだけれども、児童クラブに入れずにほかの幼稚園に、私立の幼稚園に行ったとか保育所に残したとか、あるいはお母さんが仕事をやめざるを得なかった、こういう状況も現在あるわけですね。10人あまりの定員増を行って、なおかつそういう状況が生まれるということでは困ると思うのです。私は、以前からこの児童クラブの充実ということは、一般質問等でも何度も求めてきました。過去にもこの議場で私も言いましたし、ほかの議員さんからもあったと思うのですが、やはりこの児童クラブの十分な拡充を行う、ニーズにこたえるためには、教育委員会とよく協議をして、学校の余裕教室を使うことができないのかということ、何度も求められてきている問題だと思うのです。その辺の協議を行ってきたのか。どうなのでしょう。やはりこの予算を活用したけれども、その効果が十分でなかったということになっては困りますので、非常に大きな問題だと思うのです。ですから、私は厚生委員会なのですが、あえて議案質疑で取り上げさせていただいたのですが、その点、やはり教育委員会とよく協議をして、空き教室、余裕教室を活用して十分なニーズにこたえられるようにするというのが、一番経費の面からいっても、今後将来的に見通して潜在的なニーズに十分にこたえていくという面からいっても大きな問題だと思うのですが、その点ぜひ前向きに協議してもらいたいと思うのです。その点いかがでしょうか。

○児童家庭課長（藤内宣幸君） お答えいたします。

教育委員会との協議につきましては、所管が違うということでございますけれども、非常に協議をさせていただいておる状況でございます。南立石放課後児童クラブの待機児童の解消につきましては、今年度、幼稚園児の受け入れはやめておった状況でございますけれども、保護者等の強い要望がございましたので、年度の途中でございますけれども、希望をとりまして若干名入れさせていただいております。その中で来年度をどうするかということで、いろんな選択肢が、余裕教室等の選択肢もございましたけれども、テラスの改修部分しか選択肢がなかった状況でございます。議員さんおっしゃるとおり、抜本的な解消になるのかという、その点につきましては、抜本的な解消にはなっておりませんが、少なくとも潜在的な待機児童が十数名おる中で10名以上の定員増ということは、かなりの待機児童の解消になったというふうにご覧いただいております。

○11番（猿渡久子君） 今、課長の答弁の中で、潜在的なニーズが、待機児が十数人いるということと、抜本的な解消にはならないのだという答弁があったのです。そういう中で、やはりこれだけの予算をつぎ込んでどうなのかなという疑問は残るわけですね。やはり教育委員会、これは議案質疑ですから、強く要望しておきます。学校の子どもの放課後の問題ですから、教育委員会がやはり学校の空き教室、余裕教室を放課後児童クラブに使うということはぜひ今後考えていただかないと、このような問題がまた出てくるのではないかと思いますので、その点は強く要望しておきます。

次の質問に移ります。緊急雇用創出事業、この問題は、先ほど具体的な中身についての

質疑が若干ありました。私は、この全体的な問題について質問をしたいと思います。

一般会計補正予算の11ページ、歳入の部分に緊急雇用創出事業交付金の追加額4,932万4,000円上がっています。この部分についての質問です。まず、この事業全体の実施主体はどこのかということと事業の内容、雇用の期間、またこの予算は当初予算でも上がっています。6月補正、9月補正と追加してきたわけですが、この全体の予算と人数などについて、説明をしてください。

○商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

まず全体の件でございますが、9月補正では8課12事業、新規雇用創出で63名の創出を目指してございます。この9月補正につきましては、先般6月前ですから、5月の下旬に国の第1次補正によりまして、新たに4,800万円の追加内示が県からございまして、それに組み込むための事業でございます。

それから期間でございますが、雇用期間は原則半年でございます。これは、この事業自体が次の雇用までのいわばつなぎの短期の雇用就業機会を創出するという事業でございます。この短期の雇用を創出しながら離職者、また求職者に対しては安定的な求職活動ができるように支援をするという、そういう事業内容でございます。

それから、事業主体でございますが、これはすべて別府市の事業主体で、市が直接雇用する分とシルバー人材センター等委託する分がございます。

それから当初予算、6月補正、9月補正合わせまして予算額で8,851万1,000円となります。新規雇用創出といたしましては、1年間で112名。これは3カ年事業となっておりますので、3カ年で446名の新たな雇用を創出したいということで、今計画をしております。

○11番（猿渡久子君） 当初予算、6月補正、9月補正合わせて8,851万余りで112名、3年間で446名ということで、確かにありがたい事業だなということは思います。幅広い分野の雇用ということで、いろいろな予算が出ています。やはりこの事業によって市民ニーズにこたえられるし、やりたかった仕事ができるということでありがたいことだなと思うのです。しかしながら、先ほど説明がありましたように、雇用期間が、これは原則半年で、重点分野、介護、福祉、子育て、医療、教育等については更新を1回可能とし、実質1年間ということになっているのです。国の事業で、国でこういうふうに決まってきたという説明を受けたのですけれども、市としては、これは1年以上雇いたいと思ってもできないという理解でいいのでしょうか。その点を説明してください。

○商工課長（永井正之君） お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。1回の更新しか認められてございませんので、2年目以降は、また新たな雇用者を雇用することになるかと思えます。

○11番（猿渡久子君） 2年半とか3年間とか行う事業なのだけれども、途中で人が入れかわるわけですね。最長1年しか雇えずに、同じ事業を続ける、同じ仕事をしてもらうときでも人が入れかわらなければならない、そういうふうに国の方で決まっているというわけですね。この中身を見ますと、データ処理とか内竈保育所の一時保育の保育士さん、午前中もありましたように放課後児童クラブの指導員さん、それから食育推進コーディネーター、国民健康保険の特定検診を勧奨する仕事ですね、あるいは男女共同参画の女性相談員、そういういろんな事業があります。学習支援サポーター、保育支援サポーター、図書館の検索システムに当たる人、そういういろんな事業があるのですけれども、その同じ仕事をするのに人が入れかわるというのはどうなのかと思うのです。雇用の問題からいっても、やはり今安定した雇用が求められているのではないかなと思います。一時的なつなぎの雇用、就業機会を創出するという点での事業なのですから、私たちのところに、

今本当に毎日いろんな相談が寄せられていますけれども、やはりこういう形で期間雇用です、契約社員で働いていた方の相談も受けたことがあります。その方は、半年とか1年とかいう期間採用で、キャノンやダイハツやトヨタや、そういうところに半年から1年ずつ雇用をされてきたのです。もちろん以前は正社員として働いていたのですけれども、その会社が倒産をしてそういう形での雇用にならざるを得なかったというのです。そこから正社員になりたいということを希望していたけれども、なかなかそうはならなかった。そういう形で解雇をされ職場を失った方たちが、今やはり短期の雇用を求めているかという、そうではないと私は思います。少しでも安定した雇用を求めている人が多いのではないかというふうに思うのです。

それと、仕事の効率の面からいっても、同じ仕事をするのに途中で人が入れかわらなければならないというのは、効率的にならないと思います。そういう面からやはり国に向けてこの実施主体である市の実情によって柔軟な活用ができるように、国に働きかけをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工課長（永井正之君） お答えをいたします。

議員さんが御指摘のとおり、今回の補正それから当初予算を入れますと、11課で17事業が組まれてございます。先ほど20番議員さんも御質問されましたけれども、中には資格等必要なものもございます。これはできれば3年間安定的に職場で採用されるのが一番望ましいとは思いますが、しかしながら、この制度自体が緊急雇用創出事業ということで原則半年間、そして更新は1回という、国の制度にのっとって各市町村が取り組んでございますので、なかなかそこは難しい面があるかと思えます。

ただ、もう一つのふるさと雇用再生特別交付金事業がございまして、これは3年間安定的に雇用ができるという条件になってございますので、こちらの方でまた追加の、国の方から追加があればこの事業についても新たな取り組みをさせていただきたいと思っております。

○11番（猿渡久子君） 今、「難しい面があるかと思えます」と。難しい面があるから私はそれを改善してもらうように国に働きかけをしてくださいということを質問したのです。国に働きかけをするという答弁がなかったのですけれども、ぜひ働きかけをしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。契約社員で働いていた人が言っていたけれども、やはり短期の雇用は、仕事を覚えるまでに二、三カ月かかる、仕事が切れる前の二、三カ月は新しい雇用を探さなければならない、仕事を探さなければならないということに気があって、実質半年かそこらしか仕事に集中できない、生産性が上がらないということを言っていましたけれども、同じことが言えると思うのです。ぜひ国に働きかけてもらいたいと思いますが、いかがですか。もう一度答弁をお願いします。

○商工課長（永井正之君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、私も12月末から緊急雇用相談窓口を開設をいたしてございます。先週までで64名の方の御相談を受けてございます。確かに住居の問題それから雇用の問題等の相談事を受けてございますが、やはり安定的な職を求めておられます。これは非正規、特に非正規の雇用者に関しては、もう派遣はこりごりだというふうにおっしゃっています。そういう中で、私どももこの事業の組み立て、また今後のこの緊急雇用創出事業の組み立てというのは、基本的には国の制度に乗ってやらざるを得ません。ただ、ハローワーク等で緊急雇用会議等がございまして、そういう席の中で別府市の考え方、またこういう制度についてももう少し改善がならないかということは、国の方にお伝えしたいと思っております。

○議長（野口哲男君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。



上程中の全議案については、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時23分 散会